

## 弔 辞

私は、一九七七年に先生の助手として採用されてからこれまで三二年間、滋賀先生のご指導の下で勉強を続けるという幸運に恵まれました。おそらく学問的影響関係というのはいさうなものなのかもしれませんが、私には、まだ先生が遠くに行ってしまったという気持ちも持てません。そしておそらく今後もそうなのじゃないか、という気が致します。そこでここでは、お別れをするというよりは、むしろ先生に学んだ多くの人々と共に、先生の学問生活について振り返り、また懐かしみたいです。

先生は、一九八二年に東大を退職されてから二六年間、千葉大退職から数えても二二年間、勿論大学時代のように精力的とは行かないけれど、弛みのない学究生活を続けられました。その間に、民事裁判の性格付けをめぐる国際的論争に関わり、なお曖昧な部分を残していたご自身の裁判論について理論的な洗練と集大成を行われました。また大学時代の講義で毎年その半ばを割いて取り組んで来られた法典編纂史の考証的研究を、時間的なゆとりに任せて徹底的に練り直し、大著『中国法制史論集——法典と刑罰』を完成されました。退職後の二十余年を上手に使われて、在職中に着手された家族法、裁判法、法典編纂史という主要研究課題のすべてについて、先生ご自身が納得の行くだけの決着を見事に付けられたのだと思います。

先生は、学問には本当に厳しかった。直接の弟子ばかりか、書かれた沢山の書評を読めば分かるとおりに、接したすべての学術論文について、厳しい意見を歯に衣を着せず容赦なく徹底して述べられました。自分の作品をとことん書き直し練り直すのと全く同様の厳しい目・厳しい基準で、他人の研究著作にも接しられていたのでしょう。そしてそうなるというのは、結局は、先生ご自身が、自分自身を、学問の神の僕、その持てる力のすべてを学問の神に捧げるべき存在と考えておられたからなのだろうと思います。学問の前にあつては、自分も他人も区別がない。あるいは「私」というもの自体がそもそも無い。学問に向かう時、皆の脳が一緒になって考えている様な景色を思い浮かべておられたのかもしれない。

しかし、またそれゆえ、学問をする人間それ自体に対しては、とてもとても優しくかった。学問をする人となれば、それだけで、身内とその他、年上と年下とに関わりなく、同じ困難の中で共に努力をする仲間として、心からの穏やかさを持って接しておられました。滋賀先生について思う時、おそらく誰もが第一に思い浮かべるのは、その温顔だと思えます。そして何よりも先生ご自身が、そうした人々と共に真剣に学問をすることの喜び、学問をすることの楽しさ、学問に関われることの幸福を一番強く感じていたのかと思えます。

滋賀先生は特に伝統中国の家族法や裁判法の研究に力を注がれました。そこで取り扱われるのは、達人や超人の活躍ではなく、過去の中国に生きたごく普通の人間の普通の暮らしのあり方であり、とりわけ重きを置かれたのは、そこで人々が何を大切に思っているか、という点でした。

まず家族法研究ですが、着目したのは「分形同氣」形を分けるも氣を同じうす」という

考え方でした。人の存在・活力の基礎・人格の素はすべて「氣」にある。その氣が父親から子へと引き継がれる。すべての人間は、その大きな氣の流れの現在における具体的な姿であり、親は死んでもその氣は子供達の中で生き続ける。同じ氣を持つ同胞は、それ自体が一つの生命体のようなものであり、当然に助け合って生きるべきであり、そうして共に現に生きる人々の集団が中国の家である。これが滋賀先生が、中国の家族法の見出したものでした。研究の背後にあるのは、およそ人間というものが持つ可能性の広がりに対する素直な驚きと押さえきれない好奇心だったのかと思います。

そして民事裁判研究においても、解明しようとしたことは、伝統中国の裁判官達は何を大切に裁判をしていたかという問題です。そこで先生が着目されたのは「情理」という概念でした。このうち、まず「理」とは、人である以上は誰もが従いまた従わざるを得ない普遍的な道理を指す。当然、中国の裁判官もそれを大事にした。それに対して「情」の方は更に三つの契機からなると言われます。その第一は「事情」です。人はある特定の場所、ある特定の関係の中に生まれ落ち、そしてその中で有限の時間を生きる。そうした一人一人の人間が抱えるそれぞれの事情。裁判はそれを隈無く掬い取った上で行わなければならない。第二は「大情」です。それも義理人情ではなく世態人情。厳格主義的な倫理道徳ではなく、そうした有限の生を生きる人間達が、楽しみまた悲しむ普通の暮らし、その中で懐く無理からぬ気持ち。裁きは、そうした気持ちを大切にしなければならない。そして第三は「情直」、即ちそうした上に築かれる人間同士の友好的な関係です。当然、裁きはそうした結果をもたらすものでなければなりません。そこで良き裁きとして目指されていたことは、理という人間すべてに広がる普遍的要素への配慮と、その中で営まれる個々の有限の人生への慈しみとの両立でした。

こうして整理すれば分かるとおり、滋賀先生が伝統中国の家族法と裁判法の中に見出されたものは、どちらも、普遍と個別、無限と有限の交錯する世界の中で、一つ一つの生活を誠実かつ丁寧に生きる人々の姿でした。そしてそれは、滋賀先生の生き方そのものと、遠く響き合っているのかも思います。

滋賀先生は一九四三年九月に東京帝国大学法学部を二歳で卒業した後、直ちに大学院特別研究生に採用され、東洋法制史研究の道に入られました。大学院特別研究生という制度は、若い才能が次々に戦死によって失われる現状を憂えた当時の東大の先生方が、学問の存続のために作り出した制度だと聞いています。徴兵を猶予される反面、戦場に行く先輩や同輩との関係で言えば、とてつもない重い責任を一人負うことになる。どちらに転んでも世俗的に論ずれば厳しい話だと思えます。ただ後年、先生がこの特別研究生に選ばれたことに触れて、自分個人にとって最も幸いだったことは、としてまず第一に言われたことは、自分の生死でもなく、また学問のことでもなく、これによって自分が人を殺すということをしなくて、ここまで来れたことである、ということでした。如何にも先生らしい感じ方だと思いました。為すべきではないことを為さずに済ませられた恵みに心から感謝し、その中で自分が為し得、また為すべきことを、力を尽くして成し遂げられた。周りから沢山の恵みを受け、それに倍する恵みを周りに与え、そして学問の世界に沢山の遺産を残された。

滋賀先生、どうもお疲れ様でした。

また滋賀先生、どうも色々々と有り難うございました。  
どうぞゆっくりとお休み下さい。

二〇〇八年二月二七日

寺田 浩明